

<参考>

インフルエンザによる出席停止基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」

	発症日	発症後							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後1日目に解熱した場合（最短基準）	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			登校可能		
	出席停止								
発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校可能		
	出席停止								
発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
	出席停止								
発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
	出席停止								
発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
	出席停止								

その後は解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます

※ すぐに熱が下がっても5日目までは登校できません。

新型コロナウイルス感染症による出席停止基準（学校保健安全法施行規則第19条）

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
新型コロナウイルス感染症陽性	発症	療養期間					登校可能
	出席停止						

※ 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合